

尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画 進捗管理まとめシート(令和4(2022)年度)

計画期間：令和3(2021)年から令和12(2030)年



◆ はじめに ◆

このまとめシートは、令和3(2021)年6月に策定した「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画(以下「計画」)」に基づく人権施策について、令和4(2022)年度内にどのような取組が行われ、どのような効果・課題があったのかなど、その進捗状況等について検証した上で、結果を抜粋し、公表するものです。

なお、このシートの公表にあたっては、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会(以下「審議会」)」に報告し、意見聴取を行っています。

【 目 次 】

● 評価のための視点について	2
● まとめシートに記載の取組について	3
● 総評	
・ 審議会意見	4
・ 成果	5
・ 課題	7
● 展開方向1「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」	
方向性(1) 地域でのつながりや支え合いの推進	8
方向性(2) 関係機関の連携強化	8
● 展開方向2「人権侵害に関する相談と支援の充実」	
方向性(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握	10
方向性(2) 差別の防止と偏見の解消	13
方向性(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備	15
● 展開方向3「あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進」	
方向性(1) 学校園等における人権教育	16
方向性(2) 地域における人権教育・啓発	18
方向性(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発	22
● 展開方向4「市職員・教職員等への人権研修」	
方向性(1) 市職員への人権研修	23
方向性(2) 教職員への人権研修	25
方向性(3) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修	27

◆ 評価のための視点について ◆

取組を推進していく上で重視すべき『視点』を設定し、その視点に基づいて取組を整理しました。

- ・視点は、『プロセス』も重視しながら『ゴール』を目指すことを意識して設定しました。
- ・「R 4 (2022)の取組」「課題」「今後の取組・方向性」は、視点ごとに示した方が良いもの、複数の視点を総括して示した方が良いものをそれぞれ判断し、整理しました。
- ・展開方向2は、取組の事業目的自体が視点そのものであるため視点は設けていません。

視点一覧

〔※視点は、展開方向毎に**白抜き文字**で記載しています〕

展開方向1「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」

方向性(1) 地域でのつながりや支え合いの推進

方向性(2) 関係機関の連携強化

視点

多様な人（性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など）が知り合える場をつくる
マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる
市の各部局や地域住民・団体との連携

展開方向2「人権侵害に関する相談と支援の充実」

方向性(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握

方向性(2) 差別の防止と偏見の解消

方向性(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

展開方向3「あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進」

方向性(1) 学校園等における人権教育

視点

子どもの自己肯定感の醸成につなげる
子どもたちが互いの違いを認め、他者尊重の気持ちをもてるようになる

方向性(2) 地域における人権教育・啓発

視点

新しい視点や気づきを得る
地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する
地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む（学べる工夫をする）
とにかく読んでもらえる啓発資料

方向性(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発

視点

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

展開方向4「市職員・教職員等への人権研修」

方向性(1) 市職員への人権研修

視点

職員は人権を実現する責務を負うことを自覚する
職員自身の人権を守る意識の醸成
学びやすい環境づくり

方向性(2) 教職員への人権研修

視点

学びやすい環境づくり
子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深める

方向性(3) 人権とかわりの深い特定職業従事者等への人権研修

視点

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

◆ まとめシートに記載の取組について ◆

計画に連なる事業は130以上あり、その中から次のポイントに焦点を絞って選択・抽出した具体的な取組について記載しました。

また、取組の進捗度を測るための参考指標として、展開方向の一部に『モニタリング指標』を設けました。

【ポイント】

- ① 『新しく取り組んだもの（新規事業など）』
- ② 『既存の取組を拡充したもの（拡充事業・主要事業）』
- ③ 『人権視点で見たときに創意工夫や新しい気付きがあったもの』
- ④ 『好事例として共有すべきもの』 など

※ 他の施策・計画において進捗を図ることができる人権問題（高齢者、障害のある人など）については、特筆すべきものを厳選して掲載しています。

※ 施策が異なるものの関連している取組については<関連：●●>という文言を記載しています。

※ 「昨年度の取組」「課題」「今後の取組・方向性」毎に連番となる数字を記載しています。

モニタリング指標一覧

展開方向	方向性	項目	目標	R4実績(2022)	直近実績(R3)	上昇率 下降率
1	(1),(2)	「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合	↑	69.6%	68.6%	+1%
3	(1)	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合 (上：小学校、下：中学校)	↑	95.6%	95.9%	-0.3%
		「一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合	↑	96.2%	95.7%	+0.5%
	(2)	「一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合	↑	65.7%	67.3%	-1.6%
4	(1),(2)	人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合	↑	79.0%	83.6%	-4.6%
		「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができなかった」と回答した市職員の割合	↓	9.0%	-	-
		「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる職員の割合	↑	89.3%	-	-
		「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合	↑	84.8%	93.0%	-8.2%

◆ 総 評 ◆ < 審 議 会 意 見 >

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり

[マジョリティに対する啓発等について]

- ・ 伝統を大事にし地域の繋がりが強いことは、コミュニティの豊かさである反面、新しい価値観や少数派などのマイノリティを受け入れるハードルが高くなってしまふことがある。「みんな」や「ふつう」で通じあえる感覚が、マイノリティに対してコミュニティへの参加を妨げていないかという視点を持ち、悪意がなくても結果的に排除が起きてしまう場合があることなどについて、マジョリティ側の人たちに対する啓発を行うことも必要である。

啓発を行うにあたっては、いわゆる人権課題についての理解や個人の心がけにとどまらず、近年注目されているマイクロアグレッション(※1)やマジョリティ特権(※2)などの角度から社会の構造として人権や差別を捉えることをめざしたい。

※1 マイクロアグレッション

言った人の主観的な意図を問わず、敵意・軽蔑、否定的、軽視と侮辱をマイノリティに伝えてしまう言動。

※2 マジョリティ特権

ある社会集団（主流側／より中心に近い集団）に属していることで労なくして得られる優位性。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

[カミングアウトできない（していない）人たちに関する取組について]

- ・ 性的マイノリティだけでなく、在日朝鮮人などにも共通するが、カミングアウトしている人だけではなく、「カミングアウトできない（していない）人たち」が周りの無理解に苦しめられており、心に葛藤を抱いているという視点を意識した啓発や研修等を行うことが重要である。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

[子どもに対する権利に関する教育について]

- ・ 例えば憲法第26条に規定される「義務教育」の義務については、子どもに「教育を受けさせる義務」が保護者にあり、すべての子どもが教育を受けることができる環境を整備する義務が行政にあるのだが、これを「教育を受ける義務」が子どもにあると勘違いしている大学生が多く、権利と義務について正確に把握できていない現状がある。

このような状況においては、例えば「不登校」の子どもについて、教育を受ける権利の侵害ではなく、「義務を果たさない本人が悪い」という誤った認識が生まれてしまう可能性もある。

自分がどのような権利を持っているのかを知らなければ、そもそも権利を行使することができず、自身の権利を守ることもできない。

自身の権利について知ることが、他者の権利を尊重することに繋がるため、子どもに対し、権利に関する教育を行うことが重要である。

◆ 総 評 ◆ < 成 果 >

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり（p.8～p.9）

創意工夫によって地域で暮らす多様な人が知り合える場や、マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる場を作る取組が多く見られた。また、取組に当たっては市の各部局や地域住民・団体と一緒に作り上げた事例も多く見られた。

（代表例）

- ・特別支援学校の卒業生を講師にパラスポーツであるポッチャによる交流会や音楽会を実施。また、生涯学習プラザにおける同校の生徒の仕事体験等を通じて、障害のある生徒と市民との交流機会を持つことができた。
- ・スクールソーシャルワーカーの声をを受けて実施した10代の居場所事業において、令和4年度はあまがさきチャレンジまちづくり事業（助成）を活用し、中高生がシェフとなり、地域の大人をもてなす大人食堂を実施。多くの大人に喜ばれることで、子どもたちの自己肯定感の醸成につながられた。
- ・引きこもり、不登校の傾向がある子どもたちに学習機会を提供できる居場所づくりを地域総合センターや地域ボランティアとともに実施。子ども、ボランティア、地域住民との交流が深まった。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実(p.10～p.15)

各種相談窓口において相談体制の充実と人権侵害の実態把握に取り組むとともに、差別の防止と偏見の解消、誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備を行った。

（代表例）

- ・外国人相談窓口からベトナム語のニーズが高いことがわかり、ごみ便利帳、庁内案内板のベトナム語表示を行った。さらに外国人アンケートで外国籍住民の実態把握を行った。
- ・ユース相談支援について、地域振興センターとの連携により地域課職員向けの説明会や地域の会議体に参加し、相談窓口の周知を図ったほか、支援対象者のボランティア活動の充実に取り組んだ。
- ・防災総合訓練で外国語での避難の呼びかけや要配慮者の受け入れを想定した地域防災訓練を実施したほか、「災害対応力を強化する女性の視点」をテーマに防災リーダー研修会を実施するなど、多様な視点を取組に反映した。
- ・性的マイノリティの取組として、職員、市内事業者等に研修学習動画を作成し、ALLY（アライ）ステッカー等を配付するALLY養成の取組を開始した。
- ・困難な状況にある女性への支援として、就職活動に役立つスキルのほか、寄付による就活用スーツ等のグッズの無償提供と就労相談をセットにした就労フェアを開催した。
- ・ハンセン病問題を考える市民の会と共に、療養所名誉園長等による講演会とパネル展を実施し、隔離政策の歴史や今なお続く患者や家族の苦しみについて学び、ハンセン病に関する理解を深めた。
- ・昨今の深刻化するインターネット上の人権問題に対し、市民が相談できる相談窓口の設置に向け検討を行った。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進(p.16～p.22)

【学校園等】

学校園等における人権教育では子どもの自己肯定感の醸成に繋げるための取組や子どもたちが互いの違いを認め他者尊重の気持ちに繋げるための取組が見られた。

（代表例）

- ・日本語指導が必要な児童生徒については、引き続き、県の多文化共生サポーターや市の多文化共生支援員を派遣。支援の必要性が高い場合は派遣回数を追加し、必要に応じてポケットークの貸出を行った。

◆ 総 評 ◆ < 成 果（前ページのつづき） >

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進(p.16~p.22)

- ・12年ぶりの生徒指導提要（文科省）の改訂を受け、「校則の見直しに関するガイドライン」を策定し、校長会を通じて見直しを依頼した。

【地域】

地域における人権教育・啓発では、新しい視点や気づきを得るための取組や地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する取組を行った。また、取組に当たっては地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組んだ事例も多く見られた。

（代表例）

- ・ウイグル自治区の現状と歴史について、当研究者がかつて現地警察に身柄を拘束された講師による講演会を行い、世界で起こる人権問題を考える機会となった。
- ・元パラリンピック競泳選手を講師に、義手に至った体験を語る講演会と併せて義肢装具士の専門学校の協力のもと義肢の展示コーナーも設置したことで、実情や支援を知るきっかけとなった。
- ・40年前にベトナム難民として来日した市民の講演会で、生々しい体験談等を身近なベトナム住民から聞くことで、平和についてともに考える機会となった。
- ・性的マイノリティの子を持つ母親と当事者との対談形式の講演会で、子どもからカミングアウトされた際の話などを聞き、性の多様性を身近な問題として考える機会となった。
- ・SNSでの誹謗中傷により自死したプロレスラーの母を講師に「インターネットと人権」に関する講演会を実施し、SNSでの書き込みの削除の難しさや裁判について市民の関心を高めた。

【事業者】

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶことを意識した研修・啓発を行った。

（代表例）

- ・企業における就職差別をなくすため「水平社創立100周年・いま改めて部落問題を考える」、「レイシャルハラスメント・マイクロアグレッションを考える」、「職場におけるジェンダー問題を理解する」をテーマに研修を実施。

4 市職員・教職員等への人権研修(p.23~p.27)

【市職員】

職員は人権を実現する責務を負うことを自覚することを促すための研修を実施した。

（代表例）

- ・係長級以上の職員向けに「SOGI ハラスメント」、「ALLY（アライ）養成」の人権研修を実施し、公務員として改めて性の多様性に関する人権意識を見直す契機とした。

【教職員】

子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深めるための研修を実施した。

（代表例）

- ・人権教育に関する知識を深める研修（「多文化共生」「ヤングケアラー」「性的マイノリティ」）や、いじめに関する感度の向上を図る研修、体罰防止研修など全校で校内研修に取り組んだ。
- また、人権教育担当者会議で多様性への寛容さと他者の生き方への無関心が一体となった若年層の考え方に働きかける重要性や、マジョリティ特権等についての学びを通し、人権教育について改めて考える機会となった。

【特定職業従事者】

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶことを意識した研修・啓発を行った。

（代表例）

- ・介護保険サービス従事者へ高齢者虐待の認識等の理解を深める研修を実施し、民生児童委員等へ人権に関する研修を実施するなど、人権意識の醸成に努めた。

◆ 総 評 ◆ < 課 題 >

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり

各視点を意識した取組は広がりつつあるが、さらに顔見知りのゆるやかなネットワークをいかしながら取組を進めていく必要がある。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

- ・相談窓口の周知、相談等から見える実態やニーズに応じた相談体制や支援の充実について、関係部局と連携して取り組む必要がある。
- ・差別の防止、理解促進に向けて、様々な団体等と連携し、啓発や周知を進めるとともに、啓発を行う立場としても様々な人権問題等について学び続ける必要がある。
- ・障害の有無などに関わらず、誰もが楽しむことができるインクルーシブな公園の整備が求められている。
- ・防災の取組については、男女共同参画や要配慮者等の多様な視点を踏まえた防災訓練等を実施していく必要がある。
- ・インターネット上の人権侵害が深刻化しているが、相談できる専門的な窓口がなく、対応方法などについて被害者が把握する手段が乏しい。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

【学校園等】

- ・日本語指導が必要な児童生徒は増加することが考えられ、より充実した支援体制を整える必要がある。
- ・校則については、何のために設けた決まりであるのか教職員がその背景や理由についても理解しつつ、見直しにあたり、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒の人権が侵害されていないか検証し、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要である。

【地域】

- ・多様な人権問題の啓発について、市民の新たな気づきや学びにつながるような工夫や、多様な人が地域で生活していることを知り、互いを尊重し、理解することができるような地域づくりが必要である。

4 市職員・教職員等への人権研修

【市職員】

- ・人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員として、さまざまな人権に関する感度を高め、時宜に応じたテーマで学ぶなど、知識を備える必要がある。
- ・人権を「思いやり・やさしさ」という心掛けの問題として捉えるのではなく、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ（教える）視点を意識する必要がある。

【教職員】

- ・いじめ、体罰、不登校、虐待等、子どもを取り巻く様々な人権問題に対し、多様な研修を通して教職員の人権意識を高めていく必要がある。

【特定職業従事者】

- ・認知症や権利擁護、虐待等、支援が必要な課題が多様化しており、協働した支援や新たに生じる人権問題への対応が必要である。

展開方向1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり 【1（1）、（2）】

方向性(1) 地域でのつながりや支え合いの推進

方向性(2) 関係機関の連携強化

モニタリング指標

「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合【69.6%】（R4(2022)年度の市民意識調査より）

多様な人（性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など）が知り合える場をつくる

R4(2022)の取組

- ① 特別支援学校と連携して音楽交流会や卒業生を講師にポッチャによる交流会を実施したほか、「トライやるウィーク」で同校の生徒を受け入れ、図書の整理等の生涯学習プラザの仕事体験や登録グループの活動体験等を通じ、障害のある生徒たちと市民とが交流する機会を持つことができた。（中央地域課）
- ② 地域住民の声を受け、地区内の子ども食堂にて住民交流等の場を開催したところ、子ども食堂を必要とする社会的背景や運営の工夫等を学ぶことで、子どもを取り巻く状況や課題について知る機会を得ることができた。（大庄地域課）
- ③ 10代の居場所をつくりたいというスクールソーシャルワーカーの声をを受けて実施した居場所事業を経て、令和4年度はあまがさきチャレンジまちづくり事業を活用し、中高生がシェフとなり、地域の大人をもてなす大人食堂を実施し、多くの大人が来て、おいしいと言ってもらえることで、子どもの自信と自己肯定感の醸成につながった。（武庫地域課）
- ④ 「地域で暮らす様々な層の人が参加する防災訓練を実施したい」というテーマから地域発意による防災訓練を実施し、多様な住民が交流することができた。園田地域にはベトナム国籍の人が多くことからチラシをベトナム語に翻訳し周知した。また、地域で活躍している手話通訳の方に協力を依頼し、防災に関するゲームの時間に手話通訳を導入し、防災への意識を高めるような場とすることができた。（園田地域課）

マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる

R4(2022)の取組

- ⑤ 地域総合センターや地域ボランティア（主任児童委員）とともに、引きこもりや不登校の傾向がある子どもたちに学習機会も提供できる居場所をつくることができた。会の中ではゲーム等を通じて子ども同士の交流や、子どもとボランティア、地域住民との交流も生まれており、「楽しい」「また来たい」との声があがっている。（小田地域課）
- ⑥ 視覚障害のある人の学びと交流の場の提供や社会参加を促す取組の中で、歴史博物館で実際に土器に触れながら説明を受けたり、市立尼崎高校の吹奏楽部によるコンサートで楽器に触れながらその特徴や音の説明を言葉で聞いたりして、視覚以外の感覚を用いた体験ができる工夫を行ったことで、障害のある人もない人も、障害のある人への理解を深める学びと交流の場を提供できた。（立花地域課）

市の各部局や地域住民・団体との連携

R4(2022)の取組

- ⑦ 健常者から車椅子生活に変わりさまざまな困難にぶつかってきた経験から、だれもが当たり前助け合いのできる、誰も孤立しないまちにしていきたい、という市民発意の企画で車椅子ユーザーの実態や手助けの方法などを知ってもらう講座を行った。参加者には介護ヘルパーやハンディキャップのある人と接する機会が多い方もおり講座の内容が理解しやすかった様子で、誰もが当たり前助け合いのできるまちにしていきたいとの声があがっていた。（小田地域課）

- ⑧障害のある方々の活動を知ってもらえる機会を作りたいとの市民の声を受け、障害のある方が制作したアート作品を展示するイベントを開催し、参加者が作品を見て交流してもらうことで障害のある人への理解を深めた。県立武庫荘総合高校美術部の生徒による体験ブース出展と作品展示、県立阪神特別支援学校分教室の生徒の作品展示も行ったことにより、近隣の学校を巻き込んで幅広い世代で交流することができた。（武庫地域課）
- ⑨スーパーが閉店した地域では、高齢者等が買い物難民となることが懸念されたため、試験的に野菜等の販売場所を提供することで地域住民が集い、交流を深めることができた。（地域総合センター）

【課題】

- ①各視点を意識した取組は広がりつつあるが、さらに顔見知りのゆるやかなネットワークをいかしながら取組を進めていく必要がある。

今後の取組・方向性

- ①地域住民や関係団体との連携が深まるよう、地域で暮らす多様な人たちが互いに個性ある一人の人として知り合う機会を提供していく。
- ②各地域での取組みを共有し、取組の中に人権の視点がどう含まれているか、マイノリティを意識しながら、ともに学ぶことのできる場を提供する。
- ③多様な地域課題を掘り起こし、事業の企画や地域のネットワークづくりに繋げていく。

マイノリティ：権力の中心から遠い、周辺化された集団のこと（※）
マジョリティ：より権力の中心に近い集団のこと（※）
（※数の多寡の問題だけではない）

展開方向 2 人権侵害に関する相談と支援の充実

【2（1）】

方向性(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握

R4(2022)の取組

展開方向2は、事業目的が視点そのものであるため、視点は設定しない。

① 外国人総合相談窓口（ダイバーシティ推進課）（R3(2021).5～）【R4(2022)相談実績：755件 延べ929件】

外国人総合相談窓口において、相談件数が令和3年度比で約1.7倍となるなど、多言語相談員の常駐化による機能強化によって、よりきめ細やかな支援が可能となり、口コミによる周知につながった。（R4：755回、延べ929件、R3：464回、延べ550件）

また、外国人アンケート（日本語を含む10言語）を実施し、外国籍住民の意見を幅広く聴取した。（11,038人対象、回答率約9.6%）

<関連：2(3)②情報・コミュニケーション支援>

② 性的マイノリティ相談窓口（ダイバーシティ推進課）（R2(2020).7～）【R4(2022)相談実績：32件】

毎月第4火曜に実施。自分のセクシュアリティや職場外の人間関係、コミュニティの情報について、当事者だけでなく、保護者等の関係者からの相談に対して助言や情報提供を行うことができた。

また、阪神7市1町の相談先一覧及び兵庫県の相談情報をホームページで周知するなど、広域で連携した。

③ DV相談（配偶者暴力相談支援センター）【R4(2022)相談実績：505件（うち一時保護9件）】

DV相談内容は複合的な要因を伴っており、特に児童虐待と密接な関連があることから、子ども関連部署を始めとする複数の関係機関と緊密に連携を図りながら支援を行っている。

④ 子ども・子育て相談（いくしあ）【R4(2022)相談実績：1,567件】

①「相談件数」「相談内容内訳」「対応方法」「課題」を整理して、いくしあ全体で共有。各課における支援の課題や今後の対応について検討するきっかけとした。

②複合的な問題を抱える世帯について、いくしあ内での連携支援を強化していくために、いくしあ内各課が集まり、支援方法について議論を行う緊急受理会議を開催し、いくしあ内でのよりよい連携支援に努めた。

③相談者の9割が家族、親戚からということもあり、児童虐待といった不適切な養育を主訴とした直接的な相談は少なくR4(2022)年度は4件であったが、それ以外にも相談対応をおこなう中で児童虐待が疑われる内容が17件あり、合計21件について児童ケースワーカーや関係機関と連携した支援を行った。

④よくある相談や問い合わせに対して、即時に対応できるよう相談対応マニュアルを改訂し、スムーズな支援につなげるとともに、業務対応マニュアルも改訂し、相談員の対応の標準化を図った。

⑤ 心の教育相談（教育委員会事務局）【R4(2022)相談実績：3,421件（電話：776件、面接：2,645件）】

①いじめや不登校、虐待等子どもをめぐる人権問題において、子どもと保護者、教職員、市民等を対象にした電話相談や面接相談、出張相談、匿名報告アプリを活用した相談を行っている。

②相談の内容は、不登校に関する相談が最も多く（電話：340件、面接1,337件）、その原因には、起立性調節障害といった医療的な支援を要するケース等もあり、臨床心理士が相談者に寄り添いながら関係機関と連携し、適切な支援に取り組んだ。

③スクールソーシャルワーカーによる学校支援では、不登校、いじめ、貧困、虐待等、児童生徒を取り巻く様々な課題に対して、児童生徒の思いや保護者に寄り添った様々な福祉的援助支援を行い、学校支援（相談対応）として一定の成果があげられている。

⑥ ユース相談支援事業（こども青少年局）【R4(2022)支援対象：21件（R2(2020)：38件、R3(2021)：21件、延べ100件）】

継続して市内中学校での事業説明会を実施し、在学中から当該事業を利用できる対象者の把握を行うとともに、地域振興センターとの連携により、地域課職員向けの事業説明会を行ったほか、地域の会議体に参加し、相談窓口

の周知を図るとともに、支援対象者のボランティア活動の充実にも取り組んだ。

また、令和4年11月に尼崎市で開催されたオレンジリボンフェスタにおいて、支援対象者が手作りした作品や雑貨を販売するブースを出展したことで、社会参加の機会を作ることができた。

⑦ 子どものための権利擁護委員会の設置（こども青少年局）（R3(2021).7～） 【R4(2022)相談実績：33件】

相談内容としては、教職員の指導上・対応上の問題や、いじめに関するものが多く、こうした相談を受け付け、第三者的な立場から調査・調整を行い、子どもの意思や意見が尊重される最善の解決策を子どもや保護者と一緒に考えたほか、子どもが自身の思いや考えを表明する権利を行使できるよう、学校や市教育委員会と調整し、意見表明できる機会を提供した。

また、研修会や活動報告会等を通じて、子どものための権利擁護窓口の周知・啓発を行った。

⑧ 児童相談所の設置に向けた取組（こども青少年局）（R8(2026)～）

令和元(2019)年10月に子ども家庭総合支援拠点として「子どもの育ち支援センターいくしあ」を設置し、子どもの成長段階に応じた切れ目ない総合的な支援を行っているが、児童虐待等に対応するための一貫した支援体制を整えるため、中核市として児童相談所を設置することとした。

また、中学生・高校生・大学生等や支援者等の関係団体、本市の児童虐待等に従事する現場職員などから意見を聴き、目指す姿や考え方を整理した「(仮称) 尼崎市こども家庭センター設置基本方針」(R4.1)を策定し、令和4年度は市内の学校園や各種支援団体、関係機関等に方針の周知を図り、連携強化に向けた関係構築を進めた。

⑨ 重層的支援推進事業（重層的支援推進担当） 【R4(2022)実績：支援会議におけるケース検討数 51件】

8050問題、ひきこもりといった社会的に孤立し、複雑・複合化した課題を抱えた世帯の包括的な相談支援体制を推進するために重層的支援推進担当を設置し、保健福祉センターや地域振興センター等の相談支援機関との情報共有による適切な支援につなぐための支援会議や尼崎市社会福祉協議会と重層的支援推進事業の協働実施に関する協定締結等、組織横断的な連携を促進する体制や情報共有の手順等を整備した。

また、課題を抱えた方の早期把握と包括的な支援に向け、保健、福祉、税、国保、住宅、教育部局等で構成する「重層的支援推進会議」を設置し、多機関での包括的な対応事例の共有や連携促進に向けた協議を行ったほか、庁外の医療・介護専門職団体等に対するの事業周知や協力要請、意見交換を実施した。

こうした取組を進めた中で、令和4年度は支援会議において51件のケース検討を行い、多機関での情報共有や多角的な視点でのアセスメント、支援プランの作成等に取り組んだ。

⑩ 各地域総合センター等における相談事業（地域総合センター） 【R4(2022)相談実績：864件】

介護、公共料金、団地の修繕等の生活相談のほか、行政手続全般についての相談について、関係機関へ直接問い合わせたり、適切な機関へつないだりするなど、隣保館とし地域住民からの様々な相談に応じた。

また、職員の相談業務のスキルアップのため全国隣保館連絡協議会や兵庫県隣保館連絡協議会が実施する専門研修を活用した。

⑪ 国勢調査データを活用した実態把握（ダイバーシティ推進課、(公社)尼崎人権啓発協会）

今後の人権施策に活かすため国勢調査データを活用した、旧同和地区や市平均値から乖離している地域との比較調査（高齢単身比率や完全失業率や国籍別等）について、人権文化いきづつまちづくり審議会から意見聴取を行うなど、実施に向けた具体的検討を行った。

あわせて、(公社)尼崎人権啓発協会において、国勢調査データだけでは把握できない差別（結婚差別体験等）の実態について聞き取り調査を実施した。

【課題】

- ①外国人総合相談窓口においては、相談内容が多岐に渡ることから、外国籍住民特有の相談(在留資格)等に対応する相談員のスキル向上と、ニーズの高い言語への対応を検討する必要がある。
- ②外国人アンケートは国籍・在留資格によって回答率にばらつきがあり、特に日本語能力に課題のある、生活が安定していない方からの回答が少なかった。
- ③様々な相談窓口において、継続的な相談内容を分析することとその結果を共有して支援の充実に図り、相談員のさらなるスキル向上を行う必要がある。
- ④開設から間もない相談窓口や既存の窓口も含め、その支援内容等の周知を継続して行う必要がある。
- ⑤人権施策を適切に推進するためには、各人権問題についてその実態を把握する必要があるが、同和問題に関する調査が長らく未実施であり、実施に向けた検討を進める必要がある。

今後の取組・方向性

- ①困難な相談内容に応じた相談員への研修を行うとともに、ネパール籍住民の増加が顕著であることからネパール語の相談員を週1回配置し、窓口の体制強化を図る。
- ②アンケート結果を受けて必要な支援策を関係部局と検討するとともに、多文化共生社会推進指針の策定を見据え、留学生、外国人労働者、外国人を雇用する事業者等、対象者別にヒアリングを実施し、幅広く意見を聴取する。
- ③日々の相談の中から見えてくる課題に対応できるよう、関係課との情報共有や、事例について共に学ぶ場を設けるなど普段から顔の見える関係づくりを築いていく。また、県や関係団体、近隣自治体等とのネットワークの構築に努める。
- ④相談内容を分析し、結果を研修などを通じて関係部局全体で共有するとともに、相談事業で必要となるスキル向上のために研修を受講し、その内容を内部で共有する。
- ⑤地域総合センターにおける相談事業については、隣保館として地域住民からの様々な相談に適切に対応できるよう、職員が全国隣保館連絡協議会や兵庫県隣保館連絡協議会が実施する専門研修を受講したり、市が実施する関係会議に参加したりして相談業務のスキルアップを図っていく。
- ⑥国勢調査を活用した旧同和地区等に関する分析調査について、公募型の企画提案競技により事業者を選定し、実施する。

展開方向2 人権侵害に関する相談と支援の充実

【2（2）】

方向性(2) 差別の防止と偏見の解消

R4(2022)の取組

① 性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等の解消（ダイバーシティ推進課）

①性的マイノリティ当事者とその理解者が集う居場所（当事者団体と共催、参加者237人）では、カミングアウトした人、できない人等当事者の話を聴き、当事者を取り巻く状況について共有することができた。

<令和3(2021)年度審議会意見>

②ALLY（アライ）の養成に向け、職員には研修動画、市民・市内事業者には学習用動画を作成し、ALLYステッカー等を配付する取組を開始した。（職員研修受講者886人、うち約8割に名札シールを配布）

また、職員が性の多様性について相談できる外部相談窓口を設置したほか「令和元（2019）年SOGIハラスメント事案」（市幹部による性的マイノリティ職員への指導をめぐり、当該職員が退職した事案）を教材とした職員研修を実施した。<関連：4(1)（市職員）②SOGIハラスメント、ALLY養成研修>

③複雑多岐化するDV被害者支援を適切に行うため「第3次配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」を策定し、「DVとは」の説明を冒頭に記載し、SNSの普及等の昨今の社会状況に合わせたDV具体例を記載する等、被害に気付き、相談を促す内容となるよう工夫した。

また、第4次男女共同参画計画は、公共施設等への配架、ホームページ等の活用のほか、産業関係団体等へも協力を呼びかけ、広く周知した。

④困難な状況にある女性への支援として、就職活動に役立つスキルを学ぶ「しごと準備・パソコン講座」「就活応援セミナー」を実施したほか、寄付による就活用スーツやバック等のグッズの無償提供と就労等の相談をセットにした「就労応援フェア」を実施した。

⑤女性センターでは、コロナ禍をきっかけとし、時宜に応じた必要とされる啓発を実施していく中で、生活困窮者にフォーカスしたパソコン教室を実施した。

また、シングルマザー等を対象に就職活動に必要なスーツ等の提供事業を開始した。

② ハンセン病問題への正しい理解と差別の歴史を学ぶ（立花地域課、園田地域課）

ハンセン病問題を考える市民の会とともに、療養所名誉園長等による講演会及びパネル展を実施し、隔離政策の歴史や今なお続く患者や家族の苦しみについて学びハンセン病に関する理解を深めた。

③ ウクライナ問題（ダイバーシティ推進課）

ウクライナ避難民について、兵庫県と連携し、支援金の申請補助や生活物資の提供、公営住宅の入居手続き補助等の支援を実施した。

④ 新型コロナウイルスにかかる差別の防止

新型コロナウイルス感染症に関して、マスク着用やワクチン接種等にもつわる差別や誹謗中傷等に対し、「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集などを用いて正確な情報の周知や啓発を行うとともに、兵庫県や兵庫県人権啓発協会が実施する専門相談窓口や弁護士相談窓口を実施したことを市のホームページを通じて周知した。

⑤ ヘイトスピーチの防止

法務省作成のヘイトスピーチ啓発動画（30秒）「ヘイトスピーチ、許さない」について、市内商業施設（キューズモール）のメイン入口の大きなデジタルサイネージ（※）で放映したことで、より多くの人に見てもらえることができた。

※映像表示装置とデジタル技術を用いた電子看板。（屋外・店頭・公共施設などに設置し広告や各種案内を表示）

⑥ インターネット上の差別書込みへの対応（ダイバーシティ推進課）

（公社）尼崎人権啓発協会と協働契約を締結しているモニタリング事業により、インターネット掲示板や動画投稿サイト等における差別的な投稿に対して監視体制を置き、削除要請を行い多くの投稿を削除することができている。（R4(2022)：実績 559 件要請、526 件削除）

また、尼崎市のみの取組だけでは抑止効果が限定されることから、他自治体のモニタリングも併せて実施している。（他自治体分R4(2022)実績：2,652 件要請、2,609 件削除）

さらに、他都市等の視察や、講師依頼に応じるとともに、当該事業の全国的な広がりをも後押しし他自治体等とのネットワーク強化に取り組んでいる。

さらに、旧同和地区を晒し差別を助長する動画が YouTube に複数地区掲載されている問題が生じており、市の要請だけでは削除されないことから、市と人権啓発協会が国の機関である神戸地方法務局尼崎支局へ出向き、削除要請を行った。

また、昨今の深刻化するネット上の人権問題に対し、市民が相談できる専門的な窓口がないことが課題であることから、人権啓発協会とともに相談窓口の設置に向けた検討を行った。

<関連：4(1)（市職員）⑤インターネットモニタリング研修>

【課題】

- ①事業者等への ALLY（アライ）のステッカー配付については始めて間もないことから、市内事業者への周知が課題である。
- ②不安や様々な課題を抱える女性への支援について、様々な団体等と連携する必要がある。
- ③ハンセン病問題については、行政が主導した政策の結果、今も差別、偏見が存在していることや、未知なる感染症への恐怖が背景にある点は新型コロナウイルスとも共通点があり、身近な問題として学んでいく必要がある。
- ④インターネット上の人権侵害が深刻化しているが、相談できる専門的な窓口がなく、対応方法などについて被害者が把握する手段が乏しい。
- ⑤男女共同参画推進の拠点として、公共施設マネジメント計画を踏まえ、トレピエの今後の方向性について整理していく必要がある。

今後の取組・方向性

- ①商店街など市内事業者へ積極的に働きかけ、ALLY（アライ）ステッカーの活用を促していく。
- ②不安や様々な課題を抱える女性が気軽に相談したり必要な支援に繋がったりできるよう、支援者のネットワークを構築し、相談や居場所等を提供する女性のつながりサポート事業を実施する。
- ③本市におけるハンセン病問題の歴史等、より身近な問題として理解する方法を検討する。
- ④インターネット上の人権問題に詳しい弁護士による無料の法律相談事業を人権啓発協会との協働契約により開始する。また、実態や対応策について学べるよう職員研修を実施する。
- ⑤貸館機能等ハード部分の整理も意識し、トレピエの今後の方向性について女性センター運営委員会の意見も聞きながら検討を始める。

ALLY(アライ)とは、多様な性自認や性的指向に関する社会課題や現状を知り、その解決に向けて共に歩む人、歩もうとする人(英語の支持者、協力者)のこと

展開方向2 人権侵害に関する相談と支援の充実

【2（3）】

方向性(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

R4(2022)の取組

① 人権に配慮した防災の取組（災害対策課）

①市の防災総合訓練では、訓練参加事業者の協力を得て、翻訳アプリを活用し、外国語（英語や中国語等）での避難の呼びかけを広報車で行ったほか、「1.17は忘れない地域防災訓練」では、プライバシー保護、人権侵害防止の観点、住環境に特定の配慮が必要な障害のある人や要介護者の受入を想定した避難所開設・運営訓練を実施した。また一部の自主防災訓練においても、外国籍の方や要配慮者等の視点を踏まえた防災訓練を実施した。

さらに、障害のある人、乳幼児、高齢者、妊産婦や女性等への配慮を踏まえ令和3年度に更新を行った備蓄計画に基づき、着実に備蓄品の更新を行った。

②災害対応力を高める取組として、男性の視点や価値観で考えられがちな災害対応に男女共同参画の視点を持つ必要があることから、女性防災士を講師に招き、「災害対応力を強化する女性の視点」をテーマとして防災リーダー研修会をダイバーシティ推進課と共催し、意見交換会を実施した。

② 情報・コミュニケーション支援

①行政窓口で使用している外国語のテレビ通訳に新たに手話通訳を加えられるよう、業者選定を行うなど実施に向けて具体的検討を行った。また、身体障害者福祉会館に、新たに情報支援に係る各種機器を設置するなど、障害特性に応じた情報・コミュニケーション支援に取り組んだ。（ダイバーシティ推進課、障害福祉政策担当）

②ベトナム語のニーズが高いことから、ごみべんりちょうのベトナム語版を新たに作成するとともに、庁内案内板のベトナム語表示も行った。（資源循環課、庁舎管理課）＜関連：2(1)①外国人総合相談窓口＞

③やさしい日本語の活用促進に向け、受講者が言い換えた「やさしい日本語」を、外国人を交えたワークで実証するなど実践的な講座に取り組んだほか、外国籍児童・生徒の日本語支援のため、「外国にルーツを持つことも向け夏休み宿題きょうしつ」を実施した。（ダイバーシティ推進課）＜関連：2(1)①外国人総合相談窓口＞

【課題】

- ①防災の取組については男女共同参画や要配慮者等の多様な視点を踏まえた防災訓練等を実施していく必要がある。
- ②障害の有無などに関わらず、誰もが楽しむことのできるインクルーシブな公園の整備が求められている。

今後の取組・方向性

- ①今後も男女共同参画や要配慮者等の視点を意識した防災訓練等を企画し実施する。
また、多様な避難者に対応している備蓄計画に基づき着実な備蓄品目の更新に取り組む。（災害対策課）
- ②災害対応における女性の視点の活用として、地域防災に関する重要事項を審議する防災会議の委員として新たに女性センターテレビエが参画する。（ダイバーシティ推進課）
- ③一部のブランコをすべての子どもたちが楽しめるインクルーシブな遊具へ改修し、使われ方などを評価する中で、今後の遊具の選定方法について検討する。（都市整備局）

展開方向3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【3（1）】

方向性(1) 学校園等における人権教育

教育委員会事務局

モニタリング指標

「一人ひとりの心や命を大切に」と答えた児童生徒の割合【65.7%】
（あまっ子ステップ・アップ調査から）

「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合
【小：95.6%、中：96.2%】

子どもの自己肯定感の醸成につなげる

R4(2022)の取組

- ①日本語指導が必要な児童生徒については、引き続き、県の多文化共生サポーターや市の多文化共生支援員を派遣し、日本での生活適応や学習支援等、学校生活での心の安定を図る支援ができた。また、学校や関係課と就学状況を共有し、登校園開始日に合わせて支援ができるようにするとともに、支援の必要性が高い場合は派遣回数の追加を行った。さらに必要に応じてポケットークの貸出を行い、言語支援を行った。

【R4（2022）支援員派遣実績 支援員30人 対象園児児童65人】（学校教育課）

- ②文部科学省が作成している「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂されたことを受け、各校で見直しが適切に行われるよう「校則の見直しに関するガイドライン」を策定した。校長会や生徒指導担当者会等で、生徒主体や生徒と教員が議論を行っている事例等を共有し、校則の見直しがより積極的に進むよう支援しており、今後は各校においてガイドラインを基に校則の見直しを進めていく。（いじめ防止生徒指導担当）＜令和3(2021)年度審議会意見＞

[ガイドラインのポイント]

- (1)児童生徒等が校則の見直し過程に参画できるような仕組みを構築すること

- ・少なくとも年1回は、全校児童が参画する見直しの場を設定する。
- ・校則の見直しに際してPTAや学校運営協議会等から意見を聴取する。

- (2)必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせて制定すること

「生まれ持った性質や性の多様性を尊重していない内容」「健康上の配慮がない内容」「その他合理的な理由を説明できない内容」に留意し見直しを行う。

- (3)校則を公表すること 各学校のホームページに校則を掲載する

【課題】

- ①今後も日本語指導が必要な児童生徒は増加することが考えられ、より充実した支援体制を整える必要がある。
- ②校則については、何のために設けた決まりであるのか教職員がその背景や理由についても理解しつつ、見直しにあたり、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒の人権が侵害されていないか検証し、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要である。

今後の取組・方向性

- ①多文化共生支援員の登録の推進、学校の受け入れ体制を整え、支援の迅速化と充実を図っていく。
- ②校則の見直しを進める上で、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものとなっているか、児童生徒の人権に十分に配慮されているか、意見を表明する権利が守られているか、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長し、発展していくためのものになっているかなど、絶えず積極的に見直しを行う。

子どもたちが互いの違いを認め、他者尊重の気持ちをもてるようになる

R4(2022)の取組

- ①性的マイノリティやデートDV等、人権教育を基盤とした性教育の推進にも取り組み、性の教育については、第二次性徴に関する内容以外にも、プライベートゾーンや性被害の防止等、幅広く学習した。
また、中学校においては、令和4年度から、在籍する3年間で「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティ」の3つのテーマについて学習することとし、全中学校で取り組んだ。（学校教育課）
- ②障害のある人や高齢者、性、多文化共生、男女共生等のテーマについて、社会科や家庭科、道徳、総合的な学習の時間を中心に学習するとともに、外部講師を招聘し講演会を行うなど、各校の実態に応じて取り組んだ。
また、こころの教育推進事業において、「生命を尊重する心」や「規範意識」の育成を図るなど、様々な機会を通して「人権教育の推進」に取り組んだ。（学校教育課）
【R4(2022)こころの教育推進事業 講師派遣実績 小学校：40回 学校：中21回】
- ③各教科や総合的な学習の時間といった教室内の学習活動に留まらず、あいさつ運動や人権に関する掲示物の設置など、教育活動全体を通して、工夫して人権教育に取り組むことができた。（学校教育課）
- ④情報モラル向上支援員を派遣して、小中高等学校合わせて、48校で出前授業を実施したほか、校種の枠を超えたスマホサミットに保護者も参加し、児童生徒がインターネットのより良い使い方や身近にあるトラブルについて、「どうすればよかったのか」を考えたり、ルール作りについて、考える時間を設けたりすることで情報モラルや取扱い方について学ぶことができた。（いじめ防止生徒指導担当）

【課題】

- ①人権教育の推進にあたっては「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティ」の3テーマを在籍3年間で必ず学習し、性の教育の充実を、テーマ設定など課題意識をもって進める必要がある。
- ②一人一台のタブレットが支給されている現状から、ネットルールとしてスマートフォン等の利用に関するルールづくりを学校と家庭で一緒に考えていく必要がある。

今後の取組・方向性

- ①全中学校で、生徒が在籍3年間で「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティ」といった3つのテーマをすべて学べるよう、計画的に実施する。
- ②情報モラルの向上については、出前授業を継続して実施するとともに、モラルの向上やルール作りなどを通して主体的に考える時間を設ける。

展開方向3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【3（2）】

方向性(2) 地域における人権教育・啓発

モニタリング指標

人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合【79.0%】（R4(2022)各人権講座受講者アンケートより）

新しい視点や気づきを得る

R4(2022)の取組

- ① 市内で性的マイノリティの人や支援者の居場所作りをしている NPO 法人の発意により、女性として社会に出るために性別適合手術を受けた俳優（当時大学生）に密着したドキュメンタリー映画の上映会と、その映画監督・主演俳優によるトークショーを行ったところ、参加者から質問が多く寄せられ、性的マイノリティについて知ろうとする機運の醸成につながった。（※尼崎人権啓発協会補助金事業（小田地域課））
- ② 競技や障害への理解を深めることを目的に、スポーツ振興事業団と共催で夏休みに親子でパラスポーツ（車いすバスケットやボッチャ）体験を行った。現役選手から生い立ちや競技との出会いについての話や、子どもが車椅子にのって競技を体験し、選手と一緒にゲームも行うことなどを通じてパラスポーツや障害への関心が高まり、理解を深める機会とすることができた。（小田地域課）
- ③ 様々な報道がなされているが中国政府の報道規制もあり具体的な内容については報じられていない中国の新疆ウイグル自治区における人権問題について中国でウイグル民族の研究中に現地警察に身柄を拘束された経験を有する講師から、ウイグル自治区の現状と歴史を学び、世界で起きている人権問題について考える機会となった。（大庄地域課）
- ④ 元パラリンピック競泳選手を講師に、義手に至った体験を語ってもらう講演会とあわせ、義肢装具士科の専門学校協力のもと義肢の展示コーナーも設置したことで、多くの受講者へ身体障害のある人の実情や支援について具体的に知るきっかけとすることができた。（立花地域課）
- ⑤ 昨今のウクライナ情勢や、地域総合センター利用者から多くの希望があった、現在のウクライナ情勢について、人権問題緊急講演会「ウクライナの現状とわたしたちにできる人道支援」を日本ウクライナ文化交流協会の会長を講師として開催した。日ごろセンターを利用しない方の参加も期待できるテーマ設定で参加者の多くがウクライナに関する本を買い求める等平和への関心が高まった。（地域総合センター）
- ⑥ 新型コロナウイルスの流行により、対人コミュニケーションの方法が様変わりした中、どのように相手や自己的人権を尊重してコミュニケーションを図るかについて、「社交術」や「会話術」の専門である市内在住の放送・漫才作家を講師として講演会「コロナ禍における人権尊重のためのコミュニケーション」を実施し多くの参加者から好評を得た。（地域総合センター）
- ⑦ 急速に普及したスマートフォンやタブレットの利用により、ネットトラブル、ネット依存症、ネットによる性犯罪の被害者の低年齢化が深刻となっていることから、保護者に何ができるか、どうするべきかを学ぶことで、子どもの人権を守ることを目的として講演会「SNSにおける人権課題」を開催した。学校、地域、保護者が、子どもを中心の目線で考えることができた。（地域総合センター）

地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する

R4(2022)の取組

- ① 地区内の学校からの声を受け、地域の人や地区内教職員向けに性の多様性をテーマに講演会を実施した。元小学校教諭でトランスジェンダー当事者である講師により、子どもたちへの対応方法など実践的な内容も盛り込んでいただき、現場で働く教職員らからは深い学びになったといった声があがった。（小田地域課）
- ② 市民発意による企画で、視覚障害がありながら、アメリカや日本でプロのジャズミュージシャンとして活躍する方によるアメリカでの生活や、失明して変わったことなどこれまで歩んできた人生のお話やジャズの演奏を行った。当日は、若者から高齢者まで幅広い年齢層の人に参加してもらうことができ、音楽を通じ障害について考える機会となった。（小田地域課）

- ③NPO 法人性暴力被害者支援センターの職員を講師に、乳幼児を育てている保護者を対象にした家庭における性教育の講座を実施した。我が子であっても伝えづらかったり、男の子を育てる母親として戸惑うこともあったりと日々悩んでいることについての質問が飛び交い、子育ての不安解消の一助となるとともに、子どもたちが性犯罪の被害に遭わないためにできること等も学べる機会となった。（小田地域課）
- ④地域の学校長とテーマについて話し合い、教員と地域住民の学びの機会を作っている。児童相談所が令和8年度に設置されることから、児童養護施設の子どもの現状について学べるよう、地域の小中学校の教職員（尼崎北小学校、塚口小学校、塚口中学校）や地域住民を対象とした講座を実施し、児童養護施設で育ってきた子どもたちの背景や関わり方などについて深く学ぶ機会となった。（立花地域課）
- ⑤「発達障害」「性的マイノリティ」「視覚障害」などをテーマとした阪神昆陽高校の公開授業において、地域課として授業と授業後に開催される振り返りの会に参加し、参加者同士交流を深めるとともに、意見交換等を行い人権意識の醸成を図った。また、授業の振り返りの会では、淹れたてコーヒーを振る舞い話しやすい雰囲気づくりの支援を行うなど、ひらかれた学校の雰囲気を伝えた。（武庫地域課）
- ⑥地区内NPO法人の発意により、社会福祉法人が運営する美術館「ボードレスアートミュージアム NO-MA」などを見学するお出かけ事業を実施した。
地域で一緒に暮らす住民として障害のある方の暮らしを自分事として捉える機会となり、参加者同士で見学した内容や感想を共有しあうことで、更なる学びの機会とすることができ、その後も継続的に地域課の事業に参加していただけの関係を築くことができた。（園田地域課）
- ⑦水平社創立及び水平社宣言の100年を節目として、宣言草案者の一人である西光万吉の弟の孫に当たる西光寺住職を講師に招き、同和問題についての講演会「水平社創立100周年特別講演会」を実施した。講演では「人の世に熱と光を！」求めた万吉の想いを解説いただき、お互いを大切に尊敬する世の中をつくっていくために今、私たちは何をすべきかを講演していただくことによって同和問題の理解を深めることができた。（地域総合センター）
- ⑧SNSでの誹謗中傷により自死したプロレスラーの母を講師に「インターネットと人権」に関する講演会を実施した。SNSの書き込みを削除することの難しさや裁判の話などを聞くことができ、市民のインターネット上の人権問題への関心を高めることができた。（ダイバーシティ推進課）
- ⑨人権意識の高揚を図り、人権・同和教育を推進することを目的に教育委員会と連携して活動する尼崎市人権・同和教育研究協議会においては、学習と気づきにつなげるため、引き続き「人権マンガ」を公募し、作品展や同会の広報誌等への掲載を行なった。（社会教育課）

地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む（学べる工夫をする）

R4(2022)の取組

- ①性的マイノリティの子をもつ母親と当事者との対談形式による講演会を実施し、子どもからカミングアウトされた時の話などを聞くことができ、性の多様性を身近な問題として考える機会となった。（小田地域課）
- ②尼崎市のインクルーシブ教育システムについて知り、意見交換がしたいという市民発意の企画により、教育委員会特別支援教育担当による講座と、グループに分かれ市職員や参加者と質疑応答や意見交換を行う場をもつことができた。参加者の中には、障害のある子どもの保護者も参加しており、市の取組や当事者の思いを共有する機会となった。（小田地域課）
- ③若者が置かれる社会環境やユースワークについての学習会を実施した結果、地域住民をはじめ、日頃から若者支援を行っている方や関係所管課の職員の参加も多くあり、市全体で若者の健全な育ちを支援するための知識や行動について学ぶ機会となった。（小田地域課）
- ④トレピエと立花南生涯学習プラザにおいて平和パネル展「紛争下の子ども達」を実施するとともに、(NGO)セーブザチルドレンと連携して講演会を開催し、戦争を過去の悲劇としてだけではなく、今、この時も生命や生活が脅かされている、奪われている事実を知り考える機会となった。（立花地域課）
- ⑤武庫荘総合高校 MC フェスティバル（教員・外部講師による放課後特別授業）にて、地域課との共催で高校生、地域住民を対象にタレント・漫画家の星野ルネさんを講師に招き、「アフリカ少年が日本で育った結果」をテーマに「心豊かなまちづくり講演会」を実施し、人権意識の醸成を図った。日本で暮らす外国人が増えている中で、外国人との接し方や自分の中の先入観を見直すきっかけとなり、多様性について考える場となった。（武庫地域課）

- ⑥地域で日本語教室を運営する方の提案により、40年前にベトナム難民として来日した市民の講演会を実施した。身近な住民から生々しい体験談や平和への想いを聞くことで、若いベトナム人を含む参加者が平和についてともに考える機会となった。（参加者25人 うちベトナム人5～6人）（園田地域課）
- ⑦6地域総合センター及び女性センタートレピエ（あませぶん）が連携し、北朝鮮による拉致問題について帰国から20年の蓮池薫氏を講師に講演会（拉致という悲惨さ『人生の夢、家族の絆、命以外のすべてを奪われた』）とパネル展示を開催した。拉致という人権侵害の悲惨さについて多くの人に知ってもらうとともに、センター及びトレピエの活動について周知することができた。（234名参加）（地域総合センター）
- ⑧刑務所出所者や少年院出院者の社会復帰を目指し、企業と連携して就労の場を提供するなどの支援活動団体「親職プロジェクト」の副代表を招き、服役後に出所した人の社会復帰についての講演会「お前の親になったる」を開催した。これは地域とも意見交換を交わし、特に運営が厳しい保護司の皆様から好評を得た。（地域総合センター）
- ⑨「犯罪被害者の人権犯罪被害者問題は、明日は我が身です」を実施し、犯罪被害者の実情、二次被害、精神健康や社会生活に及ぼす影響、被害者支援の施策や仕組み、また、被害者への適切な接し方などについて学ぶことができた。（地域総合センター）
- ⑩PTA等、市民グループによる主体的な学習を推進する人権教育小集団学習においては、補助金交付要綱を改正するほか、活動休止グループに呼びかけを行い1グループが再開し、計39グループが活動した。また、生涯学習プラザの活動グループに当該制度のPRを行うほか、当該制度を活用していない小中学校のPTAに対し、体験者談を掲載した事業案内を発信する等、制度周知に努めた。
 また、グループのリーダー向け研修も継続して一般参加を可能とする公開講座とするほか、夏休みの親子を対象とする映画会では、沖縄本土復帰50年にちなみ沖縄戦をテーマとするアニメーション映画と講演会を実施した。
 （社会教育課）

とにかく読んでもらえる啓発資料

R4(2022)の取組

- ①人権文化いきづくまちづくり計画の取組の推進に向けて、今後の取組に活かせるような好事例集として、取組を推進していく上で重視すべき「視点」に基づき整理した「まとめシート」を作成し、人権文化いきづくまちづくり推進会議（庁内会議体）において全庁的に点検、共有した。（ダイバーシティ推進課）
- ②令和5（2023）年3月に策定した「第3次配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」では、「DVとは」の説明を冒頭に記載し、SNSの普及等の昨今の社会状況に合わせたDV具体例を記載する等、被害に気付き、相談を促すものとなるよう工夫した。（ダイバーシティ推進課）
- ③人権意識の高揚を図り、人権・同和教育を推進することを目的に教育委員会と連携して活動する尼崎市人権・同和教育研究協議会においては、学習と気づきにつなげるため、引き続き「人権マンガ」を公募し、作品展や同会の広報誌等への掲載を行った。（社会教育課）
- ④学校園を中心に市民に配布する啓発リーフレットは、子どもと保護者が一緒に学ぶことを意識して、令和4年度は、高齢者をテーマに世代間のコミュニケーションのあり方について学識経験者から助言を得て作成し、高齢者が抱える問題を地域共生社会で支え、福祉文化の創造について考える機会の提供を図った。（社会教育課）

【課題】

- ① 特定の分野だけでなく、多様な人権問題の啓発について、市民の新たな気づきや学びにつながるよう工夫していく必要がある。
- ② 国籍や障害の有無、年齢や性別等に関わらず多様な人が地域で生活していることを知り、互いを尊重し、理解することができるような地域づくりが必要である。
- ③ 人権教育小集団学習はPTAで結成されていることが多く、昨今、保護者のPTA活動への参加自体が困難な状況があるものの、当該事業の参加者の感想では好評を得ており、学習内容の充実とPRに引き続き取り組む必要がある。また、人権教育小集団学習を市民主体の学習会とするため、市民で人権教育に熱意のある「人権啓発推進リーダー」が助言者として参画しているが、同リーダーについても引き続き、担い手の育成を行っていく必要がある。

今後の取組・方向性

- ① 新たな市民発意による取り組みが広がるよう、多様な人権問題を自分事として捉え、考えることができるような講座・啓発等の実施を工夫していく。
- ② 各地域での取り組みを共有するとともに、企画や実施を通じて築いた市民や様々な団体間のつながりをきっかけとして地域課題・住民のニーズを捉え、地域全体で連携しながら学びや交流の場を提供できるよう取り組む。
- ③ 人権教育小集団学習の中から人権啓発推進リーダーが生まれるよう人材を育成していく。
- ④ 尼崎市人権・同和教育研究協議会と協力しながら、人権課題を「誰かのこと」ではないということを親しみやすい形で啓発していく。

展開方向3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【3（3）】

方向性(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

R4(2022)の取組

- ①兵庫労働局との雇用対策協定に基づき、広く企業を対象としたワーク・ライフ・バランス研修を継続して実施しており、令和4（2022）年度は「外国人も働きやすい職場づくり～多様な人材の活用について～」をテーマとした。（ダイバーシティ推進課）
- ②尼崎地域産業活性化機構を通じて、外国人材を受け入れる企業向けに「在留資格」や「やさしい日本語」について学ぶセミナーを実施するとともに、従業員として働く外国人向けに「日本のビジネスマナー」や「生活のルール」について学ぶセミナーを中国語・ベトナム語で実施し、外国人の雇用に向けた事業者の理解促進等を図った。（地域産業課）
- ③尼崎市内に本社及び事業所をもつ企業が人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、企業内における人権・同和問題の自主的・継続的学習の促進と人権・同和教育の推進を図ることを目的に合同で研修会等を実施した。令和4(2022)年度は、企業における就職差別をなくすため「水平社創立100年、いまあらためて部落問題を考える」や、「レイシャルハラスメント、マイクロアグレッションを考える」「職場におけるジェンダー問題を理解する」などをテーマに実施した。（会員企業数：150社（令和4(2022)年末））（しごと支援課）
- ④地域の企業の要請に基づき、企業向け人権研修の支援協力を行った。令和4(2022)年度は2社（地域総合センター）

今後の取組・方向性

- ①社会情勢の変化に応じたテーマ選択を行う。
- ②人権啓発リーフレットを活用しながら、事業者に積極的な情報提供や周知を行う。ALLY（アライ）（性的マイノリティ問題の解決に向けて共に歩み、主体的に行動する人）を増やす市の取組についても啓発していく。
<関連：2(2)（差別の防止と偏見の解消）①性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等の解消4(1)（市職員）②SOGI ハラスメント、ALLY 養成研修>

展開方向4 市職員・教職員等への人権研修

【4（1）】

方向性(1) 市職員への人権研修

市職員

モニタリング
指標

「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができなかった」と回答した市職員の割合【9.0%】（R4(2022)人権研修後アンケートから）

「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる職員の割合【89.3%】（R4(2022)ストレスチェックアンケート調査から）

職員は人権を実現する責務を負うことを自覚する

※人権が守られていないとき、人権を守るため能動的に行動することを「人権を実現する責務」と表現した。
（市職員は、差別をしないだけでなく、差別をなくす役割を担っている。）

R4(2022)の取組

① 所属長研修（アサーティブ・コミュニケーション）

全所属長を対象（各職場で伝達研修）に、「アサーティブ・コミュニケーション」に関する人権研修を実施し、アサーティブな考え方や具体的な事例を学ぶことで、職場内及び市民・事業者等とのコミュニケーションにおける人権尊重の意識醸成を図った。

② 係長級以上研修（SOGI ハラスメント、ALLY（アライ）養成）

係長級以上の職員を対象に、「SOGI ハラスメント」「ALLY 養成」をテーマとした人権研修を実施し、令和元年に発生した「SOGI ハラスメント事案（市幹部による性的マイノリティ職員への指導をめぐり、当該職員が退職した事案）」を振り返るとともに、性の多様性やALLYについて正しく理解し、改めて公務員としての人権意識を見直すきっかけとした。＜関連：2(2)①性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等の解消＞

③ 新規採用職員・新任役職者研修（マジョリティ特権等）

新規採用職員や新任役職者研修において、基本的な人権理念を学ぶとともに、マイクロアグレッションやマジョリティ特権等の考え方について理解を深めた。

④ 新規採用職員研修（フィールドワーク）

新規採用職員を対象に、世界人権宣言や尼崎市人権文化いきづつまちづくり条例の考え方等の基本的な内容に加え、同和問題について学ぶため地域総合センターと連携して、フィールドワークを取り入れた研修を行い、人権を考える動機付けを行った。＜令和3(2021)年度審議会意見＞

⑤ インターネットモニタリング研修

新規採用職員課長補佐・係長級職員を対象に、差別書き込みをモニタリングするワークに加えグループでの話し合いを実施し、人権行政を推進する市職員としてその責務について改めて考え、気づく場とした。

＜関連：2(2)⑥インターネット上の差別書き込みへの対応＞

⑥ 地域総合センターによる新転任研修

毎年人事異動等により、人権担当部署や地域課、保健福祉センター、保育運営課、幼稚園・小中学校教員など、地域総合センターに関係する職場に転任してきた職員や教員を対象に、部落差別（同和問題）の正しい知識や地域総合センターの役割などを理解するために新転任研修を実施している。この研修は、同和問題に対する基調講義をはじめ、地元の歴史などを学ぶ座学とセンター周辺を視察するフィールドワークにより、理解を深める人権研修で、令和4(2022)年度は各地域総合センターで合計9回実施した。＜令和3(2021)年度審議会意見＞

⑦ ひょうご人権総合講座

人権問題を主体的に考える職員を育成するため、部落問題をはじめとする様々な人権課題をテーマにした「ひょうご人権総合講座」に職員を派遣し、基礎知識を習得した。＜令和3(2021)年度審議会意見＞

【課題】

- ①すべての職員には市民の人権を実現するという姿勢が十分浸透していない状況である。
- ②人権を「思いやり・やさしさ」という心掛けの問題として捉えるのではなく、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ（教える）視点を意識する必要がある。
- ③人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員として、さまざまな人権問題に関する感度を高めたり、時宜をとらえたテーマで学び、知識を備える必要がある。

今後の取組・方向性

- ①新規採用職員や新任役職者研修などの階層別研修において、引き続き、基本的な人権理念を学ぶとともに、マイクロアグレッション（無意識の偏見や差別によって、悪意なく誰かを傷つけること）やマジョリティ特権などの考え方について理解を深める。
- ②多様化する人権問題のうち、多様な性自認や性的指向に関する社会課題や現状を知り、その解決にむけて共に歩む人を示す ALLY（アライ）を職員の中に増やす取組を始めたばかりであり、継続して広めていく必要がある。
- ③インターネット上での人権侵害に関する問題がここ数年で急速に深刻化している状況を踏まえ、現状や課題を認識し、対応方法等について学ぶための研修を企画・実施する。
- ④人権問題解決のために主体的に考える職員を育成するため、関係所管課等から「ひょうご人権総合講座」に職員を派遣する。

職員自身の人権を守る意識の醸成

R4(2022)の取組

- ①「職場お悩み相談」を実施する中で職場環境に関する現場の実情を把握したほか、研修を通じて一人ひとりがいきいきと活躍できるマネジメントスキルや、やりがいや充実感を持てるようなコミュニケーションスキルの習得に取り組んだ。（R4実績32件）

今後の取組・方向性

- ①「職場お悩み相談」等で把握した、組織風土の課題や職場でのコミュニケーション不足、マネジメント等の課題を意識しながら、各種研修や人材育成面談の質の向上などの取組を進めていく。

学びやすい環境づくり

R4(2022)の取組

- ①オンライン形式で実施した人権研修について、後日、動画配信を行うことで学びの共有を行った。

今後の取組・方向性

- ①誰もがいつでも人権について学ぶことができるよう、様々な人権研修の動画をアーカイブ化し、共有していくとともに、研修機会の確保に取り組んでいく。

展開方向4 市職員・教職員等への人権研修

【4（2）】

方向性(2) 教職員への人権研修

教職員

モニタリング
指標

「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合【84.8%】（教育総合センター主催の人権研修後アンケートから）

学びやすい環境づくり

R4(2022)の取組

集合及びオンライン形式でも人権研修を実施した。

子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深める

R4(2022)の取組

① 初任者研修

初任者研修において子どもたちの望ましい行動を育てる支援（ポジティブ行動支援）について学ぶ研修を実施し、児童生徒の問題行動を予防したり、望ましい行動を伸ばしたりする方法について学んだ。

また、人権教育に係る講話を実施するとともに、「性的マイノリティ」や「ゲートキーパー入門」など具体的なテーマに沿って学び、教職員としての人権意識の向上を図った。

② いじめ防止

いじめ防止に繋げていくための研修として、「情報モラル・セキュリティ研修講座」「特別活動研修講座」でいじめ予防をテーマに取り上げ、また「人権教育研修講座」「子ども理解のための研修講座」等を実施し、いじめに関する感度の向上を図った。

さらに、高等学校いじめ防止研修を実施し、高等学校におけるいじめの問題点等について学ぶとともに、いじめに関連した発達特性等への理解を深めた。

③ 体罰防止

体罰防止研修として、管理職、教職員、部活動指導教員を対象に各2回、合計6回の研修を実施し、すべての研修において、重ねて「体罰等防止ガイドライン」の周知を行った。管理職対象の研修では、前期に自校の取組を振り返るシートを各学校へ配付、後期には各校の取組の情報交換を行い、教職員、部活動指導教員を対象とした研修では、事例研究を行うとともに、後期にはトップアスリートの講演会を行った。

こうした取組を通して、組織運営やコーチング理論、ストレスケアやアンガーマネジメント等について学んだ。

④ 人権教育担当者研修

「多様性の寛容さ」と「他者の生き方への無関心」が表裏一体となった若年層の考え方に働きかける教育の重要性やマジョリティ特権等について様々なアクティビティを通じて学ぶことで人権教育の実践方法について改めて考える機会とすることができた。＜令和3(2021)年度審議会意見＞

⑤ 人権教育研修講座

「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「性的マイノリティ」等の今日的な教育課題をテーマにした人権教育研修講座を実施した。

⑥ 校内研修

小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、「子ども」「性的マイノリティ」「部落差別（同和問題）」等のテーマで研修を実施したり、「生命尊重」や「規則の尊重」等、年間指導計画に基づいた道徳の授業公開や人権副読本「ほほえみ」等を活用した人権の公開授業を行った。＜令和3(2021)年度審議会意見＞

⑦ 自主研究グループの支援

自主研究グループの活動（NPO法人性暴力被害者支援センター代表者を講師として性教育に関する研究を進め、モデル授業案の作成等に取り組む）を支援することで、グループは模擬授業の実施等を通して包括的性教育に対する理解を深めた。

⑧ 尼崎市人権・同和教育研究協議会

同協議会に設置されている専門部の活動において、教員が4専門部（就学前（保育所・幼稚園）・小学校・中学校・高等学校）に各々所属し、各学校園で実施する人権教育について情報共有を行うとともに輪番制により、同協議会の実践研究大会で事例発表を行っている。各専門部における部会や報告書の作成等を通して、各教員自身が所属する学校園の人権教育の目標や成果、課題について理解を深めるとともに、他校園の取組について情報を共有した。

また、兵庫県人権教育研究大会中央大会が近年は書面発表のみとなっていたが、令和4年度は尼崎市で開催され同大会の主催者の方針で初のオンライン開催となり、実践研究の発表を新たな手法で実施することにつながった。

さらに、同大会で武庫東小学校育友会・人権教育委員会が全国人権・同和教育研究大会の発表団体として選出され、人権教育小集団学習会等の活動について発表した。（社会教育課）

【課題】

- ① 全校園種にわたり教職員のいじめに関する感度を向上させる機会をさらに充実させる必要がある。
- ② 「体罰防止等ガイドライン」の内容が教育現場に浸透するよう、継続した取組が必要である。
- ③ いじめ、体罰、不登校、虐待等、子どもを取り巻く様々な人権問題に対し、多様な研修を通して教職員の人権意識を高めていく必要がある。
- ④ 事例発表等による情報共有は、教職員同士が比較的身近な事例を通して人権教育に関する知識を深めることにつながるため、学びやすい環境づくりという視点も踏まえた上で、継続して実施していく必要がある。
- ⑤ 部落差別（同和問題）について知識のない職員・教職員が増えており、正しい知識を得られるよう研修を実施していく必要がある。（学び支援課、ダイバーシティ推進課、地域総合センター、その他各地域での人権学習など）

今後の取組・方向性

- ① 全校園種において自校内の人権教育を振り返る研修を引き続き実施し、児童・生徒が自らが持つ人権について学び、他者の権利を尊重する気持ちを醸成できるような指導力の向上を図る。
- ② 高等学校いじめ防止研修をはじめとしたさまざまな研修を通じて、教職員一人ひとりがいじめに対する感度を上げ、いじめの早期発見、対応等に向けた体制の強化を図る。
- ③ 「体罰等防止ガイドライン」の周知を継続しながら、特別研修を引き継いだ体罰等の防止研修を実施する。また、「個の尊厳や人権の尊重」を柱とし、子どもの権利条約を含め、人権教育に関する知識を深める内容を盛り込む。

展開方向4 市職員・教職員等への人権研修

【4（3）】

方向性(3) 人権とかかわりの深い特定職業従事者への人権研修

【特定職業従事者】

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

R4(2022)の取組

- ① ケアマネジャー等の介護保険サービス従事者に対し、高齢者虐待の認識や虐待発見時の対応等に関する理解を深めるための研修を実施し、高齢者虐待マニュアルの周知啓発を行うとともに、虐待対応窓口として地域包括支援センターの役割の周知を図った。（包括支援担当）
- ② 民生児童委員や民生児童協力員に対しては、人権に関する研修を実施するなど、地域活動に必要な人権意識の醸成に努めた。（福祉課）

【課題】

- ① 高齢者の増加に伴い、認知症や権利擁護、虐待といった支援が必要な課題が増加・多様化しており、切れ目のない多機関協働の支援を行う必要がある。
- ② 社会情勢の変化に伴い新たに生じる様々な人権問題への対応が必要である。

今後の取組・方向性

- ① 高齢者虐待マニュアルや地域包括支援センターの役割等の周知に向け、介護サービス従事者だけでなく、民生児童委員等にも対象を広げ研修を実施していく。
- ② 人権問題に係るリーフレットも活用しながら、人権研修の充実に向けて効果的な方法の検討を進める。